

「令和5年度障害者アート作品を通じた相互理解促進業務」の企画提案に係る質問回答書

番号	質問	回答
1	<p>業務仕様書 5 委託業務の内容 (3) 障害のある方とない方との相互交流                      実施するイベントやセミナーでの参加費、または障がい者アート作品の販売                      等により、障害者アート制作支援団体の収益とすることは可能か？</p>	<p>実施するイベントやセミナーにおいて徴収する参加費、また、障害者                      アート作品や障害者アート作品を活用した商品等の販売等により生じ                      た売り上げについて、障害者アート制作支援団体の収益とすることは                      可能です。</p> <p>ただし、実施するイベントやセミナーにおいて参加費を徴収する場合、                      参加費を徴収しない場合に比べ、業務仕様書「6 委託業務の達成目標」                      が損なわれることが想定されるため、実施前に、収支見込を含めたイ                      ベントやセミナーの実施計画内容を県と協議の上、決定するものとし                      ます。また、実施後は、参加費の徴収状況や徴収した参加費の用途（イ                      ベントやセミナーの実施経費に対する充当状況等）を含めた収支実績                      を本委託業務受託事業者が確認の上、県に報告することになります。</p>